重度の身体障害の方が在宅で安心

をとると、

いと思います。「重度訪問介護」とは、 「重度訪問介護」について確認した

2009年11月20日発行 No. 122 (2800部) NPO 法人 療育ねっとわーく川崎 発行者 江川 文誠 編集者 谷 みどり

こんなとき

なので、 在川 方が多くおられます あっても居宅介護は利用され めずらしくありません。 間は月に300時間を超えることも することを想定されて 介護、食事作りや掃除、見守り、通院 て暮らせるように、 ス類型です。 出まですべてをカバ またその反対に、 崎市では、 「重度訪問介護」の支給時 トだけの利 人浴介護や食事介護、 「重度訪問介護」 人暮らしの方も利 用になっ 居宅で必要なサ 重度の身体障 いるサ しかし、 -するサ ている 排泄 ビス 用 Ľ

> B など身体介護や、 トは長時間を必要とされません。 スを使っていて、 この方たちは、 方でも、外出は 「移動介護」でという方もいます すでに入浴や朝ケア 「ふれあ 外出以外のサポ 家事援助のサ いガイド

車いすの方の外出について、

まず

はお友達と)

週末に外出を楽しみた 当然の気持ちです

いというのは、

(答え)若い女性が一

人で

(ある

身体介護と比べて半分以下になるた 負担となります。 っては短時間の いるので、 ヘルパ を派遣する事業所にと 「重度訪問介護」

分担していくか、

当事者が中心とな

なサポ

とを、

どのように

とボラン

技

に戻そうという

って考えて

いく時期だと思います。

め

護」

7

入浴など 身体介護を

逆に、

る

と外出

はボランタ

な「ふ

今月号の目次

れあ

ガイ

こんなときどうするの………1 編集委員又村さんに聞く、移動支援はどうなる?「そ

(本誌3~6頁は会明日香のたまでばこ明日香のたまでばこ たまてばこ… 頁は会員の ラム……4 み配布)

になってしまいます。 外出をするために「重度訪問介護 は長時間のサポ トもすべて「重度訪問介護」 自動的にこの短 時間の報酬単価は、 「重度訪問介 が想定され い時間の 術や知識が必要なヘルパ 論議が全国的に始まっています。 護身体介護付き」 いるの を 「介護給付」 は、

介護なし」という類型がありました。 付(自立支援法で国が保障する)から を本来はヘルパーが行うべき介護給 このような「ねじれ したことが最大の原因と思われま 自立支援法以前には、 になってしまうのです 地域生活支援事業の「移動介 生活に欠かせな と 「移動介護身体 現象」 「移動: が起き 介

どうするの 

定行非所 営利郵 活動法 公人 障害者団t → ○○-|体定期刊| |七三 世| 行物協会 定価 Η̈́

ご感想は e-mail:kouhou @ rond.jp までどう ぞ ☆編集メンバー谷、山崎健、杉田、遠藤

### 93 CO 93 CO

### はいきんぐくらぶずんずん

### 日曜日に開催予定

☆多摩川を歩く会です。障害のある方 もない方も、みんな楽しく歩いていま す。サポーター募集中!

代表:桑原由起子

副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子 お問合せはロンド・福田まで

### ちょっと気になる子ども への理解とサポー

日時11月17日(火)10:00~11:30 ちょっと気になる子への理解とサポート小坂 クリ ニック児童精神科医 小林由佳院長

日時 11月20日(金)10:00~11:30 スローコミュニケーションのすすめ 川崎市発達相

談支援センターケースワーカー 武居 光氏 多摩区役所 11階 1101会議室

参加費 無料

申し込み (電話) 多摩区役所子ども支援室 044-935-3431

主催 多摩区役所こども支援室、保健福祉センター 保健福祉サービス課

### 人=人— http://sep-kk.com/ —

アートを通して「笑顔」と「つながり」を生むお祭り 年齢、性別、国籍、障害・・・

ヒトビトは様々な個性をもち、特徴をもちそれぞれの生活を 営んでいる。みんなで一緒に音楽を聴き、踊り、絵を描き、 手をつなぎ、笑い合う。

人と人とが繋がる空間。

それが「人=人」というイベントです。

日時: 2009年12月12日(土)

13:00/open 14:00/start

場所:川崎 club citta 料金:一般/3000円(前売り)

小中学生/1500円 障害者及び介助者/1500円 \*いずれも当日別途ドリンク代500円がかかります。

### マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定 れいんぼう川崎で行います

### 豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です 問い合わせ先 サポートセンターロンド

お問合せはロンド・和田まで

「川崎で障害者の外出をどう保障するか」 提案する会

自立支援法が廃止される今、川崎市の移動支援 事業 (移動支援・ふれあいガイド・通学支援) をどう変えるのか・・川崎市の現状を現場より 報告、問題点を出し合い、より良い方向への改 善策を私達で提案していきましょう。プレ勉強 会と、平塚市役所の又村さんをお招きしての学 習会を開きます。ぜひ、ご参加下さい。 《学習会》日時 12月13日(日)

 $10:00\sim12:00$ 生涯学習プラザ 301会議室

又村 あおい氏

(平塚市役所企画部企画課「手をつなぐ」編集委員)

### 第18 回ハードロックカフェ フリー バーズカップ親善ランニングまつり

平成 22 年 1 月 10 日 (日) 8:30 ~小雨決行 障害者地域スポーツネットワーク チームフリーバーズ

根岸森林公園 横浜市中区根岸台1-3 種目 レースラン

チャンピオンの部 5、2 K チャレンジの部 2、6 K スプリントの部 1、3 k エンジョイラン 家族でラン 1、3 K

ペアでラン 1、3 K 申し込み先 〒245-0009 横浜市泉区新橋町 926-2 フリーバーズカップ親善ランニングまつり事務局 小川和豊 045-812-0977 (PM6時~9時) 申し込み締め切り 平成 21 年 12 月 24 日(月)

ロンドにも申し込み用紙あります。

会員・賛助会員募集

〒 214-0014 川崎市多摩区登戸 2 9 8 1 サポートセンターロンド TeL 0.44-9.30-0.160 Fax 0.44-9.30-0.12.8 e-mail: info@rond.jp http://www.rond.jp/

《会費振込先》郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎 ■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2000 円 賛助会費一口 1000 円

# 移動支援はどうなる?

どのようにとらえたらいいか、 おい氏に、 つ「介護給付」に戻す方向で検討がなされていました。この移動支援を 前政権の段階でも、 長妻厚生労働大臣は、 ついては、自治体独自で行う地域生活支援事業ではなく、 していらしていただく予定です。 お聞きしました。又村さんは、 見直しの作業は進んでおり、 障害者自立支援法の廃止を打ち出されています 育成会の機関誌「手をつなぐ」の又村あ ぜひ、 皆さんいらしてください 12月13日の学習会にも講師と 中でも「移動支援」 国が責任を持 に

### まず、 前提として

府の仮訳より抜粋) と」と記載されています。 的に移動することを容易にするこ 保障する項目で、そこには「障害者 条約の第20条は「個人的な移動」を する時に、かつ、妥当な費用で個人 の完全批准をうたっています。 今回、民主党は「障害者権利条約」 自ら選択する方法で、 自ら選択 (日本政 この

このことから、 障害者権利条約を

> 問介護、 らないと考えられます(現行のサーなど)を抜本的に再編しなければな ませんよね)。 ビス体系では、 添い型サービス(行動援護や重度訪 移動支援やふれあいガイド 全然選択的ではあり

# 移動支援は?

問 1 支援法を廃案にするといわれました 移動支援は、 長妻厚生労働大臣は、自立 今後どうなるので

批准するためには、 現行の外出付き

しょう。

ますから、 べき方向性だと思います。ただし、示されています。基本的には歓迎す であることが重要です。 ない、ということではなく、 問4にもあるとおり、グループ支援 ービスを個別給付化する方向が 民主党の案では、 個別給付以外は認められ トが望まれる場合もあり 外出付き添い 選択的

# (問2以降にお答えする前に)

が大きく、 が、いずれにしても「市町村次第でみるかは立場によって異なります の流れとして当然」とみるか、 ておいてください。 ある」という点は前提として押さえ ショナルミニマムが脅かされる」と にも幅が出ます。 地域生活支援事業は市町村の裁量 考え方次第で事業の運用 これを「地域主権 テ

### 外出支援はへ ル パーで?

業の移動支援を「ボランタリーなも の研修で、サポーターになれますが、 の」と位置づけています。 2 崎市は、 地域生活支援事 1日程度

> ボランティア的なものと考えられて 体でも、移動支援は川崎市のように という声が上がりました。他の自治 専門性のあるヘルパー いるのでしょうか。 介護報酬単価も低く設定されていま 当事者家族からは、外出支援は がやるべきだ

ある、 護」サ るかは、 横滑りさせている市町村が多く、そ うよりは専門性を持ったサービスで の場合はボランティア的なものとい している市町村もあります 中には事業単価を抑える方便と 移動支援をどのように捉えて ボランティア的な位置付けに 基本的には、 との認識が一 ービスを(考え方も含めて) 市町村によってマチマチ 従前の「移動介 般的です。 か

2

# ふれあいガイドは?

分けています。ふれあいガイド 知的障害のある人は、 算等1派遣最高で2000円程度) (1000円/1時間+身体介護加 報酬単価が低く設定されています とふれあいガイド= 援=「日常生活に必要不可欠な外出」 川崎市は、 移動支援を移動支 「余暇支援」 ほとんどがふ は に

### 思われますか。 きると思われます。 た場合、こういう支援はどうなると 介護給付になっ

の自治体ではどうなっていますか。れあいガイドの支給になります。他

-これも、市町村によって考え方

ŧ することが重要だと思います 答えしたように、今後外出付き添い まれます。 には、今後も一定のニーズが見込 グループ支援も可能な仕 グループ支援タイプのサポー - ビスを個別給付化するにして したがって、 問1でもお 組みに

のが難しいわけですから、外出目的は、サポートがなければ外出そのもが難しい人(知的障がいのある人)

が異なります。

ただ、

自力での移動

# 通学支援は?

不可欠な外出なのではないでしょう ていえば、社会参加そのものが必要

か(これは別に強弁でもなんでもな

現に障害者基本法の第3条第2

本来問題にならないはずです。

強い

が「必要不可欠」か「余暇的」かは、

項には

「すべて障害者は、

社会を構

成する一員として社会、

経済、

文化

別にヘル。 問 5 りません。 られています。 気 となりました。 (診断書必要) 川崎では通学への支援も可能 パーが乗らないと可能にな ただし、 また、車での移動は、 か就労の場合に限 介護者が病

その他あらゆる分野の活動に参加す

る機会が与えられる」と明記されて

つまり、

理論的には、

参加そのものが必要不可欠な外出と

なるわけです)。

通学サポ

トで、

ープ支援は?

り に期限を区切って通学や通所への支 事業は市町村裁量が大きいので、 治体ではどうされていますか。 貴重な支援だと思いますが、 たちが、学校に復帰できた例も多く、 返しになりますが、 通学や通所などへの付き添い支 を しになりますが、地域生活支援を 極めて重要だと思います。 繰 不登校の子ども 他の自 現

町村もあります

す。 すが…) (特例扱いの場合が多いようで

るサ デー して、 また、 タ収集も進められています ービスを法定化するための基礎 自力での通学、通所を支援す 現在厚労省の研究事業と

# 自己負担はどうなるか?

あり、 問 6 負担にするなど)別管理にしてい て(たとえば、1割のところを5% れば、利用者負担そのものを軽減し 付の負担と合算しているところもあ 自治体はどうなっていますか。 があります。 低くても、個別給付とは別に負担が み込まれます。 害児者一時預かり) ません。なぜか、 己負担部分は、 -これも市町村裁量です。 当事者にとっては、 川崎市の移動支援事業等の自 負担については、 そのため、 上限管理に入ってい 日中一時支援(障 は上限管理に組 不公平感 負担額は 個別給 他の る

得性の高い説明が求められます となっていないことについては、 は合算対象で、移動支援は合算対象 少なくとも日中一時支援 ね。

# 車でのサポ トについて

せん。 重業務」が問題となるわけです。 務上過失○○」と呼ばれるわけで なしており(だから交通事故は「業 自己負担となっています。 うのを利用されますが、 車が不可欠です。 れるようにならないでしょうか。 しても、福祉有償運送事業は赤字で 今後、 道路交通法との整理が欠かせま この問題をクリアするために ゆえにヘルパー業務との 同法では運転を「業務」とみ 障害のある方たちは、 車でのサポ 福祉有償運送とい 給付はなく トが認めら 事業所と 外出に 

さんを対象としたアンケー されていると聞いていますので、 ひ議論に参加してみてください この問題に関しては、 現在事業所 ぜ



はなく、グループ支援も可能です。 ます。ふれあいガイドは、 ープでの外出を希望される方がい 障害のある方の外出で、グ

-対1で

行く先もプー 会何でもありで、

ルや温泉、

スポ・

シ大

その点は評価がで

援を展開

している市町村もありま

1995年8月10日第三種郵便物認可(毎週1回水曜日発行 2009年11月27日発行 SSKS増刊通巻第4724号)

7

理だと思い込んでいました。しかし、 段差も大きいし、中も狭いし絶対無 って、様子が大体分かっています。 絶対乗れないよー ったのです。見た瞬間、えぇー が、なんとスキーで乗るゴンドラだ で乗れると言っていたロープウェイ のは信じられない光景でした。 一緒に付いて来てくれました。です をし、丸山高原へゴー。オー りがたいですよね。 れたのです。 動で乗れるかどうかを調べて来てく 電動の幅を測り、乗り場へ行って電 く事へ。前日にオーナーがわざわざ ままで乗れるという事で、 のロープウェーが、どうやら電動の います。やはり、 いました。このタイプのは何回も乗 人はなかなかいないです。本当にあ ペンションのご夫婦に心からお礼 翌日も朝から良い天気。丸山高原 現地で私の目に飛び込んで来た いわく絶対に大丈夫だと言 そこまでやってくれる オーナーは電動と と叫んでしま そこへ行 電動 ŧ

> 乗り、私がスロープを電動で恐る恐 眺めが最高でした。 動で結構動けました。天気も良く、 降りれました。頂上は割と広く、 でした。降りる時も何の問題も無く あまりの衝撃に、しばらく放心状態 でした。電動で乗れちゃったよー 乗ってしまったのです。 り上げました。なんと、 る登って行き、最後の段差を引っ張 にゴンドラが止まり、スロープをセ スロープを持っています。指示に従 ってゴンドラの前まで行きます。 乗り場へ行くと、係り員が木製の してくれました。父さんが先に すつごく驚き、目がまん丸 乗れちゃっ すんなり 電

た。今度は別のペンションに泊ま れましたが、 があちこちにあると良いですね。疲 感謝しています。こんなペンション ご夫婦に色々と教えて頂き、 てみたいです。 ンションに初めて泊まり、 い事を経験できました。オーナー 車椅子でも何とか行けるペ とっても楽しい旅で 色んな新 とても

L

鈴木明日香

つ、半信半疑でゴンドラ乗り場へ向 いうのが分かっていないなと思いつ

みなさん、

今日は。先月の続き……

かったのです。

確認をしました。 たので各候補者の回答内容について 阿部氏、福田氏から回答がありまし た「公開質問状」に対して岡本氏 10月は川崎市長選立候補者に送っ

定した、人=人い。の協力要請で「S 害者施策については前向きな答えで EP」の金子さんが参加され、 した。詳しくは療育ねっとわーくの また、12月12日 (土) に開催を決 政権交代をうけて、各候補とも障 是非ご覧になってください。 ムページに掲載する予定ですの

の説明をして頂きました。 今年は土曜日に決定した理由とし 学校や通所を休まなくても良い より多くの方たちに楽しん

> した。 で頂けるように企画したとのことで

た。 で、了承してほしいということでし の入場料を上げざるを得なかったの もかなり高いため、例年に比べ一般 しかし、 会場の費用は平日より

きな目的です。

さんの内容を企画しているので期待 みんなでお絵かきタイムと盛りだく してくださいということです。 今年も素晴らしい音楽とダンス、

しますので今年もみんなで楽しみま 療育ねっとわーくとしても応援

### を療 開催がね「 しました ほっとサ 口 ン

書をまとめていくことになりまし 体的に実施していただけるよう要望 部市長 (三期目) の回答にあった福祉施策について具 今回は川崎市長選挙で当選した阿 に「公開質問状」

立支援法」を廃止にし、 長妻厚生労働省大臣は「障害者自 関係者を集めて新しい障害者の 「障害者総合福祉法 新たに当事 (案)」を

> 行ってもらいたい。ということが大 立案していくと明言 祉施策の見直し」を当事者とともに 川崎市単独の事業を含め「障害者福 要望書の提出は、川崎においても しました。

をお待ちしています。 とになりましたので、皆さんの参加 務局会議」で継続して行っていくこ まとめの作業については「療ね事

時30分からサポートセンターロンド 予定ですと1月ですが、何かと忙し 2月3日(水)の開催です。 の和室で開催します。 いので正月明けは外すことになりま ※次回の療ね「ほっとサロン」は 11月の事務局会議は18日 永 通常の

## に参加して 30全国 全国大フォ ーラム

したので、

ご了承ください。

(山崎)

た。 者を前に約束した歴史的な日となっ で新法を作ることを1万人の参加 で自立支援法を廃止し、 長妻厚生労働大臣が新政権の4年間 今回の10・30全国大フォーラムは、 これは、 自立支援法が実施され 当事者参画

> 立支援法違憲訴訟が政治を動かし さらに全国14地裁で闘われている自 の運動と、国際的な権利保障の動き、 悪法の撤廃を訴え続けてきた私たち て3年半にわたり、 全国各地でその た

言に留まったことは大変残念だ。 負担への転換を図っていく」との発 ウムで民主党議員が「訴訟の原告団 求」として利用者負担の軽減が掲げ 強めたい。同時に、新法を待たずに 利条約と日本国憲法25条の理念を生 と話し合いながら応益負担から応能 算要求に予算額を示さない 急対策を講じるべきと考えるが、 来年度から応益負担の撤廃など、 かした法制度に作り直す取り組みを たちが積極的に提案して、 の制度に戻せばいいとは行かず、 成果である。 られたことや、 ただ自立支援法は即刻廃止して元 当日の政党シンポジ 障害者権 事項要 緊 私 概

ともっと政治を前に動かしていきた いまが私たちの正念場で、もっ

### 本の紹介

### 「いのちがはぐくまれるとき」 江川文誠編集

第1章 誰もが不安の中でこどもを育てている

- どの子もみんな発達している
- 病院で聞きづらかったこと 周りの人にわかってもらいたい
- 4 ついこどもにあたってしまう
- 第2章 こんなことを知りたい

お母さんだけでなく、障害のあるこどもた ちにかかわる方に、ぜひ読んでいただきたい 本です。 ご希望の方は、ロンドまでご連絡 ください。無料で差し上げます。

3

ことでしょうか。サポートに支障がな

ほどほどにやっていきたいと思い

た感」もありません。ただ、唯一の欠点

肩こりと腕のだるさがおそってくる

作品として残るので、

「時間を無駄にし

ます。頭をぼーっとさせているのですが、

その間は頭を空っぽにすることが出来

とても良いストレス解消になってい

なりました。

れるように、

本や毛糸を買い込むように 一心に針を動かしていると

と遠ざかっていたのですが、寒さに誘わ

最近、また手編みを始めました。

ずっ

■編集後記

# 自立支援法廃止フォーラム



を挙げようとしています 私たちの運動は、 令、

長妻厚生労働大臣は、「障害者自 障害が重ければ重いほど負担 介護や様々な支援の 4年前、 政府と



益負担を原則とした障害程度区分やサービス決定の仕組みによって障害

これまで日本の「障害者福祉」が「介護保険」との統合を意識し、

今年で5年目となる「全国大フォ

-ラム」が開催されました。

てきた運動が大きな成果として新しい一歩を踏み出そうとしています。 者を取り巻く環境は大きく疲弊してきましたが、これまで粘り強く続け

-ラム」はまさにその歴史を作ってきた大イベントだと

「全国大フォ

10・30全国大フォーラムつくろう!私たちの新法をさよなら障害者自立支援法

大きな成果

ていくための、 害者政策の基本的な考え方を大きく 障害者自立支援法は、これまでの障 当時の与党によって強行導入された 私たちの抗議の声を無視し、 が重くなる "応益負担"を導入しま る」ことを明言しました。 くらない新たな総合法の検討に入 立支援法の廃止と、制度の谷間をつ した。地域社会で当たり前に暮らし

> 害者の怒りは大きな運動のうねりと なりました。 暮らしは崖っぷちに追いやられ、 ービスも削られました。 障害者の 障

な総括が求められます 進めてきたこれまでの経過は、 り、介護保険制度をなぞったもので 制を目的とした構造改革が背景にあ あり、当事者抜きと当事者を無視し 障害者自立支援法は、 財政の抑

があっても地域の中で差別されず、 障害者権利条約により、

全体をより良いものにしていく決意 ちは、新しい流れを確かなものに な法制度が求められています。私た も早く実現させ、 当事者の参画による新法を一刻 わが国の社会保障

なかった全国の多くの仲間と連帯 は、今日このフォーラムに参加でき 30全国大フォーラム」 つくろう!私たちの新法を!10 「さよなら!障害者自立支援法 以下のことをアピールします。 参加者一同

> 的根拠を持った協議機関を設置して ち当事者の十分な参加を保障し、

制定・検討にあたっては、

私た 法

必要な支援を受けて生活できるよう

のない、 実施してください。 能なものについては、危機的状況に さい。又、運用等の改善で対策が可 者権利条約に依拠した定義として下 害の定義を抜本的に見直して、 ビスからもれ落ちることなく、必要 ある当事者への経過的な緊急措置を なサービスが受けられるように、障 3、新法においては、「制度の谷間」 障害を持つ全ての人がサ 障 害

ステムを確立して下さい。

性の高いものは、 の廃止や、 来年度予算において、 月額払いの実施など緊急 盛り込ませて下さ 応益負担

()

5 を明確にし、無料として下さい。 ケーション保障は、権利であること 手話・要約筆記などのコミュニ

価・体系の見直しを行なって下さい。 社会資源が維持できるよう、 6 日額払いを改めるとともに、 介護、日中活動など地域生活の 報酬単 現行の

法」の制定・検討を進めて下さい 度の谷間をつくらない新たな総合 を行わないことを前提として、

支援法を廃止し、

介護保険との統合

応益負担を核とする障害者自立

記

ビス量に対して、 が真に可能となるように、そのサ 反映される仕組みとして下さい ものとなるように、当事者の意見が 障害者のニーズが十分に満たされる 極めて障害の重い人の地域生活 サービスの決定にあたっては、 国の財政支援のシ

9 はかって下さい。 などへの思い切った予算のシフトを めるため、精神科の救急医療体制の 整備を進め、 社会的入院の解消の実効性を高 介護、相談や住宅政策

> るために、 の強化を図って下さい 確立させ、働く権利の観点から施策 福祉と労働行政の連携を

直して下さい。 「子ども」の権利の観点からつくり の「自立支援法」の枠組みではなく 「子ども」の支援について現行

12 立法を行って下さい。 ため、障害者差別禁止法など必要な マライゼーション社会を実現させる 手付かずの問題の解決や、 所得保障、 扶養義務問題など、 真のノ

下さい 国の障害者予算を、対GDP比世界 0位以内に、 先進国の中で、 飛躍的に押し上げて 極めて低いわが

以上

さよなら! 障害者自立支援法 2009年10月30 私たちの新法を一



働く問題を国際基準に合致させ

10